

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の四の見出し、同条第一項及び第三項、附則第三条の五の見出し及び同条第一項並びに附則第三条の六（見出しを含む。）中「平成八年度分」を「平成九年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の地方税法の規定は、平成九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得割について適用し、平成八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得割については、なお従前の例による。

理由

現在の経済の動向にかんがみ、消費の拡大及び景気の回復を図るため、平成九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、特別減税を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。